

2024年2月14日
公益社団法人 日本年金数理人会
教育・研修委員長 古山 雅晴

職業専門性研修会の開催について

標記研修会を下記の要領で開催いたしますので、ご案内いたします。

この研修会の受講は、原則として当会正会員の資格要件の1つとなっています。正会員として当会入会の申込みを予定されている方で、これまでに本研修会または他団体が主催する同等の研修を受講したことがない方は、必ず受講いただきますようお願いいたします。

なお、今年度につきましても、正会員が継続的能力開発（CPD）制度の2号CPDとして第1部のみを受講いただくことはご遠慮ください。（2号CPDに該当する「職業専門性に関する継続研修」は、eラーニングでの受講が可能になっておりますので、そちらを受講ください。＜別紙ご参照＞）

記

日 時 2024年3月11日（月） 午後1時から5時まで

会 場 Zoom ミーティングによる開催

内 容

【第1部】

時間	講 座
13:00～13:05	研修の趣旨説明
13:05～14:10	職業専門性に関する講義（研修コンテンツ視聴を含む） ・ 行動規範について ・ IAA教育シラバスと職業専門性（PROFESSIONALISM）について ・ 年金数理人に求められる職業専門性【財政運営編】 ・ 年金数理人に求められる職業専門性【退職給付会計編】 ・ 当会CPD制度について

【第2部】

時間	講 座
14:30～16:50	年金数理実務に関する事例研究／自由討議
16:50～17:00	連絡事項

対 象 者 【会員の場合】 次の①と②のいずれかに該当する方

- ① 現在は正会員以外であり、当研修会を受講し（知識要件を満たしていない方は満たした後に）、正会員として当会入会の申込みを予定している方
- ② 新たに年金数理人業務に従事する予定である等の理由から、年金数理人としての職業専門性を再確認したい方

※正会員が2号CPDとして第1部のみを受講いただくことはご遠慮ください。

【会員以外の場合】 次の③から⑤のいずれかに該当する方

- ③ すでに年金数理人であり（または知識要件を満たしており）、当研修会の受講終了後に、正会員として当会入会の申込みを予定している方
- ④ 上記以外で、数理人会試験（旧能力判定試験を含む）を受験したことがあり、知識要件を満たした後に、正会員として当会入会を検討している方
- ⑤ 上記以外で、日本アクチュアリー会準会員（当年度までに基礎科目全てに合格した者を含む）であって、知識要件を満たした後に、正会員として当会入会を検討している方

費 用 無料

申 込 参加ご希望の方は 2024年2月28日(水)必着で、別添の申込書を e-mail にて（郵送、Fax も可）当会事務局までお申込みください。

公益社団法人日本年金数理人会 事務局

〒108-0014 東京都港区芝 4-1-23 三田 NN ビル B1F

e-mail : mitann-208@jscp.or.jp Tel : 03-5442-0208 Fax : 03-5442-0700

<受講にあたっての注意事項>

- Zoomミーティングの参加方法は、3月上旬に申込者宛にご案内いたします。
- 当会の行動規範および懲戒規則 (<https://general.jscp.or.jp/about/ethics.html>) に目を通したうえで研修会に参加ください。
- 職業専門性研修会は、すべての講座を受講した場合に修了したものとし、受講修了証を発行します。一部の講座のみを受講した場合や遅刻または早退があった場合には、受講した講座を含めてすべての講座を受講しなかったものとみなし、受講履歴が繰り越されることはありません。

以 上

(別紙)

「職業専門性に関する継続研修」について

当会の継続能力開発（CPD）制度では、「職業専門性に関する継続研修」をはじめとする2号CPDを受講することが履修目標の1つとなっています。

「職業専門性に関する継続研修」は、以下の通り、eラーニングで受講することが可能ですので、ご活用ください。

継続的能力開発制度規則（抜粋）

（対象となる能力開発）

第4条 CPD制度の対象となる能力開発は、次の各号に定めるものとする。

（略）

(2) 次に掲げる職業専門性に関する研修等（以下「2号CPD」という。）

イ 本会が実施する職業専門性に関する継続研修（eラーニングを含む）

ロ 本会が実施する職業専門性研修会

ハ 公益社団法人日本アクチュアリー会が実施するプロフェッショナリズム研修（継続教育）（eラーニングを含む）

ただし、履修証跡があるものに限る。

ニ 公益社団法人日本アクチュアリー会が実施するプロフェッショナリズム研修（初期教育）

ただし、履修証跡があるものに限る。

（略）

（履修目標）

第8条

前条第1項に規定する履修目標は、各対象期間において次のすべての条件を満たすこととする。

(1) 1号CPD、2号CPD及び3号CPDの履修時間を合計した時間が15時間以上であること

(2) 1号CPDの履修時間が7.5時間以上であること

(3) 2号CPDのいずれか1つを受講していること

▼「職業専門性に関する継続研修」をeラーニングで受講される場合

- ・ 会員サイトの「CPD関連」の「職業専門性に関する継続研修 eラーニング」のページをご参照ください。（会員サイトのパスワードが必要です。）

<https://www.jscpa.or.jp/member/cpd/private/index.html>

- ・ eラーニング受講時には「受講メモ（2号CPD eラーニング用）」を履修証跡として作成いただく必要があります。受講メモ（2号CPD eラーニング用）は、会員サイトの「CPD関連」の「規則・帳票」のページに掲載しておりますので、ご使用ください。
- ・ システム環境等によっては、eラーニングコンテンツを再生することができない場合がありますので、ご注意ください。
- ・ 2024年4月1日に「職業専門性に関する継続研修」に関するeラーニングコンテンツは会員サイトから削除予定です。受講予定の方は、2024年3月31日までに必ず受講ください。

以 上